

松江市告示第141号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
13636	宮 原 6 号 線	松江市東津田町字宮原900番1地先 " " " 835番13地先	令和5年3月31日	1	
13637	原 前 8 号 線	松江市東津田町字原前574番13地先 " " " 574番16地先	令和5年3月31日	2	
13638	大 門 20 号 線	松江市竹矢町字南2075番4地先 " " " 1254番4地先	令和5年3月31日	3	
13639	大 門 21 号 線	松江市竹矢町字南2076番1地先 " " " 1254番14地先	令和5年3月31日	3	
15865	大 界 9 号 線	松江市法吉町字大界174番2地先 " " " 174番6地先	令和5年3月31日	4	

位置図 No.1

供用開始路線 ●○○○○○○○○▶ 宮原6号線



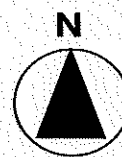
位置図 No.2

供用開始路線 ●○○○○○○○▶ 原前8号線



位置図 No.3

供用開始路線 ●○○○○○○○→ ①大門20号線
②大門21号線



位置図 No.4

供用開始路線 ●○○○○○○○○▶ 大界9号線

